

件名	愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例
主管課	税務課
根拠法令等	地方税法等の一部を改正する法律（令和8年3月31日公布）等
内容	<p>【改正の概要】</p> <p>《愛媛県県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号）》</p> <p>1 軽油引取税関係 次の事項に伴う規定整備</p> <p>(1) <u>当分の間税率（旧暫定税率）の廃止</u></p> <p>(2) 上記に伴うトリガー条項（ガソリン価格高騰時における特例税率の適用停止）の廃止</p> <p>2 自動車税関係 次の事項に伴う規定整備</p> <p>(1) <u>自動車税環境性能割の廃止</u></p> <p>(2) 上記に伴い、従前の自動車税種別割を自動車税に改称</p> <p>3 個人県民税関係</p> <p>(1) <u>所得税における基礎控除の引上げに伴う所要の措置</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ふるさと納税に係る特例控除額算定方法の見直し ※「年収の壁」引上げの前後で、個人住民税における税額控除額に影響が生じないよう措置するもの ・ 令和8年度分（令和7年中所得）以降の個人県民税から適用 <p>(2) <u>住宅借入金等特別税額控除</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>平成20年度～28年度分（居住年：平成11年～18年）の廃止に伴う規定整備</u> ・ <u>適用期限の5年延長（令和12年入居分まで）に伴う規定整備</u> <p>《愛媛県特定非営利活動法人に係る県税の特別措置に関する条例（平成14年愛媛県条例第8号）》</p> <p>上記2に伴う所要の規定整備（改正附則）</p>
施行日	令和8年4月1日
【その他参考事項】	